

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 非常勤職員募集案内

1 職種及び募集人員

介護認定調査支援員 1名

2 職務内容

介護認定調査員への調査の依頼、調査書の確認等の管理業務及び介護保険申請者の（入院先、入所施設等含む。）要介護認定調査業務

3 応募資格

次の（１）～（３）の要件を満たす者

（１）介護支援専門員の資格を有すること。

※介護支援専門員登録５年を経過している場合は、資格更新に必要な所定の研修を履修し、登録（更新）済みの人

（２）普通自動車（第一種）運転免許を保有していること。

（３）２０１９年４月１日（月）より勤務可能であること。

※ただし、次のいずれかに該当する者は、申し込みできません。

- ・成年被後見人、被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務場所

相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター
（相模原市中央区富士見６丁目１番２０号 相模原市立あじさい会館２階）

5 採用予定日

２０１９年４月１日（月）

6 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員です。

任期は、採用日から２０２０年３月３１日までとします。また、勤務成績が良好な場合は、以降１年ごとに本会との合意により再任用を行うことがあります。

相模原市社会福祉協議会非常勤職員就業規程第２９条に基づき、１年ごとの任期終了時点で満６５歳に達している方については、任期の更新は、できません。

また、採用の日から３か月間を試用期間とします。

7 勤務日時

- (1) 勤務日 ・月～金曜日（年末年始、祝日を除く。）
・その他会長が指定する日
- (2) 勤務時間 午前9時～午後5時（正午から午後1時は、休憩、時間外勤務あり。）

8 賃金

- 月 額 196,000円（社会保険加入）
- ※通勤費 自宅から勤務地までが2キロ以上の場合、規程に基づき別途交通費を支給

9 選考方法

- 第1次審査（申込書・作文）と第2次審査（面接）により選考し決定します。
- ただし、第2次審査は、第1次審査の結果に基づき選考し、該当者のみ実施します。
- (1) 作文のテーマは、「**応募の動機**」として、400字詰め原稿用紙（本会指定のもの）2枚程度で、2019年1月15日（火）～2019年2月28日（木）までに申込書とともに提出してください。
- (2) 第1次審査の結果については、合否に関わらず3月5日（火）以降に郵送にて通知いたします。お電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。
- (3) **第1次審査合格者に対する第2次審査（面接）は、3月12日（火）を予定**しています。
- (4) 第2次審査の結果については、合否に関わらず3月15日（金）以降に郵送にて通知します。お電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

10 応募方法

- (1) 提出書類等 本会所定の(Ⅰ)申込書、(Ⅱ)作文用紙、(Ⅲ)一次審査結果を郵送する封筒（宛名を記入ください。）の3点を、直接本人が下記の受付場所へお持ちいただくか若しくは郵送〔2月28日（木）必着〕ください。
- (2) 受付期間 2019年1月15日（火）から2月28日（木）まで
（ただし、土曜日・日曜日を除く。）
※郵送の場合も2月28日（木）必着とします。
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 受付場所及び問合せ先
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター
相模原市中央区富士見6丁目1番20号 市立あじさい会館2階
電話：042-756-5034 FAX：042-759-4382

以上